

野田市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の保育料等に関する規
則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和8年8月25日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 8 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則（平成 2 7 年野田市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 C 1 3 及び C 1 4 の項中

「

5 4, 2 0 0 円	5 3, 3 0 0 円	5 0, 7 0 0 円	4 9, 9 0 0 円
5 4, 4 0 0 円	5 3, 5 0 0 円	5 0, 9 0 0 円	5 0, 1 0 0 円

を
」

「

5 3, 2 0 0 円	5 2, 3 0 0 円	4 9, 7 0 0 円	4 8, 9 0 0 円
5 3, 4 0 0 円	5 2, 5 0 0 円	4 9, 9 0 0 円	4 9, 1 0 0 円

に改め、同表の備考の 4 を
」

削り、同表の備考の 5 中「所得割の額が 5 7, 7 0 0 円未満の世帯が、」を削り、「である場合には、」を「における」に改め、同表の備考中 5 を 4 とし、6 から 8 までを 1 ずつ繰り上げ、同表の備考の 9 中「備考の 8」を「備考の 7」に改め、同表の備考の 9 を同表の備考の 8 とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する規則の規定は、令和 9 年 4 月分以後の保育料等について適用し、同年 3 月分以前の保育料等については、なお従前の例による。